

第五十八回国会 衆議院 通信委員会 議 録 第十六号

(三三三)

昭和四十三年四月十七日(水曜日)

午前十時十八分開議

出席委員

委員長 古川 文吉君

理事 齋藤 憲三君

理事 田澤 吉郎君

理事 早稲田 柳右門君

理事 山花 秀雄君

理事 小淵 恵三君

金丸 信君

根本 龍太郎君

水野 清君

武部 文君

中野 明君

古内 広雄君

出席國務大臣

郵政 大臣 小林 武治君

出席政府委員

郵政大臣官房長 溝呂木 繁君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 柏木 輝彦君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 浦川 親直君

委員外の出席者

日本電信電話公 社総裁 米澤 滋君

日本電信電話公 社副総裁 秋草 篤二君

日本電信電話公 社総務理事 大泉 周蔵君

日本電信電話公 社理事 (施設局長) 北原 安定君

日本電信電話公 社理事 (計画局長) 井上 俊雄君

日本電信電話公 社理事 (経理局長) 中山 公平君

日本電信電話公 社営業局長 武田 輝雄君
専門員 水田 誠君

四月十七日

委員石橋政嗣君、江田三郎君及び栗林三郎君辞任につき、その補欠として森本靖君、武部文君及び安宅常彦君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員安宅常彦君及び武部文君辞任につき、その補欠として栗林三郎君及び江田三郎君が議長の指名で委員に選任された。

四月十六日

簡易郵便局の受託範囲拡大等に関する請願(田村元君紹介)(第四〇五七号)
同外二件(細田吉蔵君紹介)(第四〇八六号)
同外四件(小山長規君紹介)(第四一二七号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三八号)

○古川委員長 これより会議を開きます。
公衆電気通信法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を行います。

質疑の申し出がありますので、これを許します。武部君。
○武部委員 私は、きょうは基本料の問題と加入区域の問題について、若干質問をいたしたいと思います。

最初に、基本料と設備料との関係についてであ

りますが、三十六年の国会の議事録を見ますと、当時、政府は、この設備料というものは新規に架設をする費用である、基本料は維持費である、使用料はサービスへの対価であるというをはっきりと明言をしておられるのでありますが、今日もこの考え方には変わりはないと思いますが、その点をひとつ最初にお伺いしたい。設備料は新規に架設をする費用、基本料は維持費、使用料はサービスへの対価である、こういう点を三十六年の国会で答弁をされておりますが、そのようにいまでも理解をしておりますか、この点です。

○武田説明員 いま御質問の、設備料は新規に架設する場合の費用の一部に充てるものということ、は、変わりはないと思いますが、なお、基本料は維持費でございますが、基本料とその他の通話料、市外通話料等を含めまして、サービスを提供いたします対価というふうに考えております。

○武部委員 いまの基本料の説明、もう一度やってください。ちょっとわかりませんでしたから。

○武田説明員 維持費の経費が基本料の金額にぴったり一致しているという意味では、正確にはそういうふうに申せませんが、大体大筋の概念としては、いまお話しがありましたように理解していただければいいと思います。

○武部委員 そうすると、なぜ加入数がふえた場合に基本料が上がるのか、この点をひとつ。

○武田説明員 御承知のように、現在加入者番号は四数字を使用いたしております。したがって、物理的には一万人入るわけでございます。実際に一万人入りますが、物理的には一万人の加入者を収容することができるといふことになりま

す。そこで、加入者が一万人以上になりますれば、新たななる局を起こさざるを得ないということになり

ます。したがって、局番一数字を付加いたしまして五数字の番号にしなければならぬ、さらに大きくすれば、六数字の番号にしなければならぬ、さらに加入者がふえれば、東京、大阪のよう

に七数字の番号にしなければならぬ。そういうふうになり、局番を含めて数字が多くなつてまいりますと、それだけ設備の数が多くなりますが、セレクトのステージの数がふえてまいりまして、機械の面で経費が増加いたします。また、そういうふう

に局がふえてまいりますと、局と局とを結びます中継線の組み合わせが、いわゆる組み合わせ理論で非常にたくさん要するということになって、その面でも経費がふえてまいります。それから、加入者が多くなれば、それだけ通話範囲がふえるというので、電話の効用もふえてまいります。

また、一般的に申し上げまして、加入者の少ない局よりは加入者の多い局のほうが、加入区域も広くて線路も長いというふうなことで、加入者がふえますと、効用があがります。いま申し上げましたように、機械設備並びに中継線等の諸経費がふえてまいりますので、諸外国でも同様でございますが、わが国におきましても、加入数をふえれば基本料を高くする、こういうシステムをとっておるわけでございます。

○武部委員 いまの御答弁でわかりましたが、そうすると、加入数がふえるということは、効用があがるといふことでありますね。そういういまいの答弁でありますね。

そうなつてくると、資料でいただきました「設備料について」という五ページの(ハ)の設備料についての性格、内容という項を調べてみますと、いまおっしゃったのと同じような効用が著しく高まつておるといふ文章がこゝで書かれておるのであります。設備料についてもこれは効用が高まつておる、したがって、その面からいっても上げなければ

ばならぬ、こういう理由がここに記載されておるわけでありまして、いまの基本料の問題についても、同じように効用ということを言われる。したがって、性格が非常にあいまいだと私は思うのですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○武田説明員 基本料につきまして、私はいま効用ということを申しましたが、主として中継線、機械設備等の組み合わせにより経費の増を主として考えておるわけでございます。

なお、設備料につきましては、全体として三十六万円の総設備費が要る、また、加入者の線路だけでも六万円も要るわけでございますので、いまお願いいたしております程度の額は、その一部にしか相当しない額でございますから、電話架設の緊要性にかんがみまして、設備料を、現在提案いたしておりますように上げていただきたいということでございます。

○武部委員 装置料が設備料に変わったのは昭和三十六年でございまして、その前からこの問題がいろいろ議論されて、昭和三十四、五年ごろから装置料から設備料に変わるという、いろいろ具体的な資料が出ておったのを私も承知できるわけでありまして、三十四年の自由民主党の電信電話拡充特別委員会というのがありまして、その資料を見ますと、単独または構内電話の新設の場合に、当時の一般から三級、一個四万三千円しかつておったものが、設備料の新設によつて一万一千円少なくて、三万二千円で済む、同じように、七級から十二級では、五千円ないし八千円、単独または構内電話の新設については安くなるのだ、こういう資料を私は見ておるのであります。

装置料から設備料になった場合、少なくともその当時はそのように下がるのだという資料が出ておったにもかかわらず、いまになって一万円を三万円に上げるといふことは、非常に理解に苦しむのですが、これについて、ひとつ見解を伺いたい。

○武田説明員 三十五年に拡充法の制定をお願いいたしましたわけですが、そのときには、いま御指摘のようなことを申し上げました。三十五

年に、当時の負担法を改正いたしまして拡充法にいたしましたのは、当時、電話の需要がきわめて旺盛でございまして、それに対して何とか対処してまいらなければならぬということ、さしあたり、入ってまいります債券の額、東京が最高六万円、入ってまいります債券の額、これを最高十五万円にさせていたいたわけでございます。その債券の額をふやすことによつて、さしあたる建設資金の調達に資するという考えで債券額を上げたわけでございます。と同時に、債券額をいふん上げておりました反面、加入者の御負担ということも考えまして、当時の負担金、これは級局によつてきまつておりましたが、負担金を廃止いたしまして、同時に、装置料というふうに呼んでおりました公衆法上の架設の際にいただく金を設備料という名前に改めたわけでございます。そして、そのときに、債券の市場価値ということを勘案いたしまして、加入者負担ということ計算いたしますと、いま御指摘のようなことになるという説明をいたしましたわけでございます。

しかしながら、今回は電電公社の経営自体も非常に悪化したしてまいっております。その悪化したしてまいっております一つの原因は、債務負担が逐年増加する、あるいは債務の増加によつて利子負担が逐年増加しているようなこともございまして、今回は拡充資金の確保を目的といたしたわけでございますけれども、現金でいたしたいという考えのもとに、新規に架設される方々には若干負担は上がることにありますが、しかし、いま申し上げましたように、建設に相当の金を要しますことと、また、電話の効用もふえておる、あるいは国民所得もふえておるというふうなことで、この際、実質負担額を上げさせていただいても社会的に容認されるのじやないかというふうなことで現金の分を上げさせていただく、こういうふうにお願いをいたしているわけでございます。

○武部委員 先ほど私が申し上げた三十四年の自民党の電信電話拡充特別委員会の資料というのは、電電公社から出したものでありますね。した

がって、当時は、装置料というものを設備料に変えるという場合にも、むしろ公衆の皆さんには負担が少なくて電話がつくんだぞという意味で、宣伝を非常に強くされておった。それは議事録を見れば一目より然わかるのであります。ところが、いまになってそれが三倍にはね上がるということはいへん理解に苦しむのですが、いろいろいま理由をお述べになつておるわけですが、これも、これには私もいろいろ反論はあります。反論はありますが、一応の見解として、一応承つておきたい。

そこで、三十六年以降現在まで十四級——十四級は当時はございせんが、このランク、六段階のランクが十四段階に変わった、基本料の段階で、すね。級局別基本料、これが当時は最高が一千円、十二級ありましたが、六級以下は同じことですから、大体ランクにいたしますと六つになつております。それで今度は十四級になつた。それで三十六年以降、このランクの上昇、たとえば何千から何千までは何級何百円、こういうふうにきまつておりますが、これが自然的に、電話の加入がふえることによつて一級ずつ上に上がりますから、公社の増収は、この基本料が上がつたことによつて、ランクが上昇したことによつて、大体いままでにどのくらいあつたと推定をしておりますか。

○武田説明員 いま御指摘のように、加入者がふえる、あるいは自動改式される、あるいは合併が行なわれるといったようなことで級局の改定が行なわれた局数を申し上げますと、四十一年度で八百二十八局、四十二年度で、推定が若干入つておりますが、大体七百四十七局でございます。しかしながら、一加入者当たりの基本料の収入単金というものはむしろ減りぎみでございます。大体八百円前後で若干減りぎみでございます。したがって、いま御指摘のございましたように、上がりましたときにきまつては確かに増収になつておりますが、しかしながら、また新たに自動化され、度敷制が採用された場合などは、安い基本料

が適用されるといったようなことでございまして、一加入者当たりの平均基本料というものはほとんど変化がない、若干下がりがみであるというのが実情でございます。

○武部委員 金額については、ほとんど推定できませんか。

○中山説明員 現在、御質問の三十五年度以降でございましてどうか、これにつきましては、手元に資料を持合わせておりませんけれども、大体におきまして、先ほど営業局長から級局改定の数を申し上げましたけれども、こういうもので一年に、東京都のような大きなところを除きますと、六億円から七億円程度のこれによる収入の増があつたものと推定いたしております。

○武部委員 そうすると、一年に、東京のような大きなところを除いても六億円から七億円とする、三十三、三十七、三十八年、三十九年、四、五十億円の増収はあつたというふうに見えていいわけですね。三十六年当時、東京の台数は大体六十七万台、大阪で二十数万台加入という数字が出ておつたようでありまして。

そこで私は、この十四段階の基本料の問題について少し意見を伺いたしたのでありますが、現在の級局別基本料によりまして、たとえば六級に例をとりますと、八百から二千加入があつたものは五百円の基本料である、二千をこえたら、百円上がつて六百円になる。したがって、八百から二千でありまして、その間には千二百の差がある。したがって、かりに八百の局があつた、それが千二百に上がった場合には百円上がるわけでありまして、千二百で百円の基本料が上がる。ところが、上のほうになつてくると、二級ですと、百万台上がつて初めて百円上がる、こういうことになりまして、下のほうでは、千二百ほど加入がふえれば百円ほど上がる。東京なら東京では百万台ふえなければ百円上がらない、こういう非常に矛盾があるように私は思うのです。

この点については、効用がどう違うのか、こういう点については、公社としてどうお考えでござ

いましようか。

○武田説明員 確かに、いま御指摘のような矛盾があるかと思ひます。しかしながら、現在、電話の資本費用と申しますか、運営費を全然除きまして、利子と減価償却費だけを計算いたしますと、それだけで月二千六百円の経費が要するということになるわけでございます。もちろん、先ほども申し上げましたように、局の大小によりまして経費に若干の差はございますけれども、しかしながらそれほど大きな差はないわけでございます。そこで、いま申しましたように、運営費を除いて利子と減価償却費だけでも二千六百円要る、こういうことでございします。

そこで、現在の料金体系が持つております一つの非常に不合理な点というものは、基本料の水準が非常に低いということが一つと、もう一つは、特に一般局とかといったような、級局の加入者数の少ない局の基本料と大局との間に差があり過ぎるということだと思ひます。これは確かに、下のほうの級局は加入者が非常に少なく上がることになつておりますが、これは昔、非常に加入者数の少なかった時代の一つの産物だと思ひますので、いま御指摘のような矛盾は確かにございします。が、これは、そういう意味で近代化をしていって、基本料金全体の水準を引き上げるとともに、大きな局と小局との格差を是正していくということが、やはり基本料体系の改正として必要でないか、こういうふうに考えておる次第でございします。

○武部委員 大臣もこの問題についていろいろ述べておられるようであります。この級局別の段階のとり方を縮小する方向がいいじゃないかという発言があるようであります。いまの答弁を聞きますと、水準を引き上げて格差を是正したいというふうな意向も、公社のほうにあるようであります。で、確かに、この級局別の基本料を見ますと、非常に矛盾があるように思ひます。したがって、黙つておつても、電話がふえればふえるだけこれはもうランクが一つずつ上がつて、ふところ

に入つてくるという仕組みになつておる。したがって、前の段階では大体六段階それが十四段階になつておる、大臣もおつしやつておるようでありますが、これをもう少し合理的なものにするべきだという意見が非常に強いのですが、大臣の見解をひとつこの際伺ひたい。

○小林国務大臣 お話しのように、毎々私は、かような多数の級局の必要はない。ただ、こういうことを考えなければなりません。いわゆる基本料は、概括的に申して維持費だ、こういうことになると、維持費というものは、投下資本に対する利子と償却、こういうものになつておつて、これは大局と小局とあまり違わないじゃないか。したがつて、これをいじる場合には、かえつて加入者数の少ないほうの基本料をかさ上げしなければならぬ、こういう矛盾といひますが、私はそれがほんとうだと思ひますが、しかし、そういうことになると、現状に多くの変更が加わる、しかも、その加入者の少ない局の基本料がかさつて上がる、こういうふうな現象が出てくるようになるのであるが、このことは、やはり現状というものもある程度考えなければならぬ、急にこれを上げてどうしようとする、それから、要するに、電話の資本投下の効率というものが、小局と大局は非常に違うのです。大局は、市外通話もすれば度敷料もたくさん入つてくるが、小局は使用が少ないというふうなことになるが、資本の効率がうんと低い。こういうふうなことからいひましたしても、むしろ、いまの小局の基本料は安過ぎはせぬか、こういうことが出てきはせぬかと思ひますのでありまして、要するに、現状との妥協という点でこれらを考慮しなければならぬ。

いずれにしても、こんな複雑な級別はひとつ廃止するほうがよいし、また、いまお話しのように、わずかに加入者がふえるとすぐに級が上がる、こういう問題が出てくるのであります。これは私はやはり不合理だと思ひます。前は、電話は年に五十万とか七十万とか、いまでは電話は百五十万もつづくのに、こういうふうに小さく分けて、

ちよつと加入者がふえると、すぐに級局が上がるなんというところはよろしくない、そういう点においても直すべきではないかと思ひます。ただ、このまゝ理論的にやると、小局がかさつて基本料が高くなる心配があらはせぬか、そういうふうな現状との妥協も考えなければならぬが、要するに、ちよつと加入者がふえると、すぐ上のランクに自動的に上がるなんというふうなことはあまり合理的でない、こういうふうに私は考えております。だから、この級別はひとつ整理をしたいと思ひます。

○武部委員 大臣の見解はわかりましたが、そこで、前々から問題になつておる東京の基本料のことについて、ちよつと触れてみたいと思ひます。このことについては、先般の予算の分科会で、公明党の中野委員のほうからもいろいろ質問があつたことを議事録で承知をいたしました。で、東京の二十三区この値上げについて、大臣としては、省議で至急結論を出したい、協議をしたいという意味の答弁をこの予算分科会でおやりになつておる。これから先もこうした事例がどんどん出てくると思ひますが、特にいま公共料金の値上げ等をめぐつていろいろ問題が起きているやさきに、こうしたことが自動的にどんどん上がつていくというように、特例をつくる考えはないかというふうな見解について、先ほど申し上げるように、省議で至急検討して結論を出したいというふうな見解を述べておられるようでありますが、その際に、大臣としては、自分たちが省議でそういうことをいろいろ議論をして結論を出しても、要は、電電公社に納得してもらわなければならぬということも、この議事録を見るに述べておられるわけでありまして、したがつて、あとで申し上げたいと思ひますが、これから名古屋の例も出てくるわけでありまして、そういうふうな、たいへん大きなところでこうした基本料の値上げが起つてくるわけでありまして、当面、この問題について経済企画庁あたりでもいろいろ意見が出ておるようでありまして、ひとつこの際、もう一回大臣の御見解を承りたいと思ひます。

ちよつと加入者がふえると、すぐに級局が上がるなんというところはよろしくない、そういう点においても直すべきではないかと思ひます。ただ、このまゝ理論的にやると、小局がかさつて基本料が高くなる心配があらはせぬか、そういうふうな現状との妥協も考えなければならぬが、要するに、ちよつと加入者がふえると、すぐ上のランクに自動的に上がるなんというふうなことはあまり合理的でない、こういうふうに私は考えております。だから、この級別はひとつ整理をしたいと思ひます。

○小林国務大臣 いま私が申し上げたように、加入者数のうんとたくさんあるところは、かえつて電話の使用効率というのには非常にいいわけでありまして、したがつて、先ほどの、百万ふえて百円しかふえないのに、小さいところははずかですぐに百円ふえる、こういうことがありますが、そういうところも考えられておるのだと思ひます。要するに、市外通話料あるいは度敷料等でもって非常にたくさん収入があるというところは、資本の効率がうんと高い、したがつて基本料はそう高くないでよろう、こういうふうな点からこれが出発しておると思ひます。

そういう意味からいひますれば、上のほうは資本効率が非常に高いということになると、そう上げぬでもいいじゃないか、たとえば十二級で打ち切つてもいいじゃないか、こういうふうな問題もあり得るわけでありまして、十二級以上のものはみな十二級にしてしまつたらいいじゃないか、こういうふうな考え方も、特例としてはあるのでありまして、検討をいたして、私もそういう趣旨が実現できれば非常にいいと思つて相談をしておるのではありませんが、電電公社では、そのことの非常な困難性を幾つかあげられまして、そういう特例を出すということは非常に困る、こういうことで、いまその話が進んでおりません。

その困る理由を、ひとつ電電公社からこの際説明をしてもらつて、御参考にしていただきたいと思ひます。

○武部委員 いや、電電公社のほうからひとつ。○武田説明員 現在、公衆電気通信法の四十四条によりまして、一級から十四級局までの加入者数がきめられておりまして、この数に達したならば、公社は、電話取り扱い局の種類を区別して、これを公示しなければならぬというふうになつております。したがつて、公社としては、法律上、当然そういうふうなことを得ない義務を負つておるわけでございしますが、私ども、基本料につきまして考えておりますことは、先ほど申し上げましたように、三十六万円もかか

る、そして資本費用だけで、すなわち利子と減価償却費だけでも月二千六百円かかるわけでございます。ところで、東京の料金は、現在事務用が千三百円、住宅用が七百七十円でございまして、これが十三級局に上りまして、料金は、事務用につきまして百円、住宅用につきまして七十円上るだけでございまして、そうしますと、上りまして、なお資本費用の半分にも満たない、住宅用に至りましては、三分の一にも満たないという額でございます。

もう一つ、電電公社は、電話を架設いたします場合に加入者債券を引き受けていただいておりますわけでございますが、東京につきましては、この加入者債券の額が十五万円でございまして、これに年七分二厘利息を払っておるわけでございまして、十五万円の七分二厘ということになりますと、月々九百円の利子をお払いしておる、公社は、九百円の利子をお払いして七百七十円、上りまして、八百四十円の基本料をいただいております、こういって、全く公社としては持ち出しみたいな形になっておる基本料でございます。したがって、いましめて、われわれといたしましては、あくまでもこの基本料水準を引き上げることが、将来にわたりますと、電話サービスを維持していく一番大きなポイントになるというふうに思っています。

そういう点から申し上げまして、どうしてもこの際、法律どおり上げさせていただく、のみならず、先ほども申し上げましたように、四十一年度、四十二年度でも八百局程度の局が、すでに長年のそういうしきたりに従ってやってきておるわけでございますので、そういう点を勘案いたしまして、われわれは東京につきまして、現在の法律にきめられておるとおり、そして、過去において多くの局にやってまいりましたとおりのことをこの際やらしていただきたい、こう考えておる次第でございます。

○武部委員 いまの基本料金では、むしろ持ち出しになるという数字を並べて御説明になりましたが、私、ちよつとその点理解ができない

でありますけれども、それはそれとして、法律どおりやらしてもらいたいというふうな御説明でございますね。

そこで、私どものほうとしては、こういうことが将来予測されるだろうということで、このことがきまつた三十六年のこの国会で、そういう点について私どもの党の委員からいろいろ質問をし、将来のあり方について、将来の加入数について見解を述べ、電電公社の答弁があるのです。その議事録を見ますと——これは三十六年五月二十三日の通信委員会の議事録であります。大泉さんおられますが、あのときのやりとりを見ますと、わが党の森本委員が、いまの東京の電話の加入数から将来の電話の発展の様子を予測をして、おそらく東京では将来加入者の数が問題になるだろう、したがって、ある一定の加入数まで来た場合にはそこでストップするという、そういう料金体系を考えてもいいではないかという質問をこの当時したわけなんです。そのときの横田副総裁の答弁を見ますと、そういう問題については、確かに、検討する時期はくると思う、したがって、将来検討したいという、はっきりとした答弁があるわけです。今日、私も指摘をするように、あの当時の加入数からいまの加入数を見ると、とても想像のできないような発展ぶりになっておる。したがって、当時、このような事態を予測をして、私どものほうからそういう質問をし、横田副総裁からも検討をするという答弁があったわけですが、このことについて、何か今日までの間に御検討なさったことがあるかどうか。私どもは、東京の二十三区の問題が大々的に報道されて、国民の中でも、ああ、これはたいへんなことだ、こういうことがあったのかというところを感じになった加入者の人が非常に多いと思う。それだからこそ問題になって、特例がどうだというふうなことで出てきておるのですから、このことについて、ひとつ公社のほうの御意見を承りたい。

○大泉説明員 当時のことを思い出してみますと、確かに、基本料問題につきましてはいろいろ御議論があったことを覚えております。昭和三十六年の公衆法できまつたときにこの級局が変わつたと思うのでございますが、そのときに三百万以上というランクができましたのは、電信電話調査会の御議論の中で、東京は、すぐではございませぬが、三百万になることが将来予想されるのではないかと、それ以上になったときにこのままではないかという御議論がありまして、三百万以上というのと二百万以上というのが加わつたように覚えておるのでございます。ただ、その当時予想しましたよりも架設の需要が非常に多うございまして、架設の速度が早まつたということは、確かにあらうかと思ひます。

なお、当時の答弁の中身につきまして申し上げますと、実は、イギリスあたりでは全国一律の基本料にしておるのでございます。それは、そのかわり市内も時分制にしておるといふのがあつたのでございまして、そういうことが将来の問題として課題になるというところで、答弁したように思ひます。

その中で、公社といたしましては、数をきめてしまつてから、これを加入者の方々に御通知をし、あるいは局前に掲示するということでは、きわめて不親切だというふうに考えます。したがって、事前に局前に掲示し、また、事前に加入者にも予告を申し上げるというのが、やはり加入者の方々に對する公社のサービスとしてとるべき道であるというふうに考えたわけなんです。したがって、将来とも、予告をしていくというふうな態度をとつてまいりたい、こういうふうな考えておる次第でございます。

○森本委員 関連。ちよつと、総裁に私は注意をしておきたいと思ひますが、公社には総務理事、理事という制度があると思ひます。それは何のために理事、総務理事というものを置いておるかといふと、これは郵政省でいへば、大田局長、政府委員に匹敵するといふ形になっておると思ひます。たとえば運輸委員会あたりでも、答弁をするのはほとんど理事

の二十三区の問題について、公衆電気通信法の第四十四条で、加入数によつて公示をするということになっておるわけでありまして、先般も問題になつたように、あなたのほうでは、推定をして、公示を一本お出しになつて、これは公衆電気通信法の第四十四条の精神からいっておかしいというので、もう一本取り消しをして、そして、確定してから公示をする、こういうことをおやりになつたわけでありまして、したがって、これからいろいろ次々とこうしたことが起きると思ひます。ありますが、第四十四条の精神によると、やはり確定をして、きちんときまつて、それから公示をする、これが公社としてのたてまえだ、こういうふう

に理解してよろしいのです。○武田説明員 公衆電気通信法の第四十四条には、公社は「数により、電話取扱局の種類を区別し、これを公示しなければならぬ」となつております。なお、これを受けました営業規則におきましては、級局を決定したときは局前に掲示するとともに、関係加入者に通知するといふふうになっております。

○森本委員 関連。ちよつと、総裁に私は注意をしておきたいと思ひますが、公社には総務理事、理事という制度があると思ひます。それは何のために理事、総務理事というものを置いておるかといふと、これは郵政省でいへば、大田局長、政府委員に匹敵するといふ形になっておると思ひます。たとえば運輸委員会あたりでも、答弁をするのはほとんど理事

の二十三区の問題について、公衆電気通信法の第四十四条で、加入数によつて公示をするということになっておるわけでありまして、先般も問題になつたように、あなたのほうでは、推定をして、公示を一本お出しになつて、これは公衆電気通信法の第四十四条の精神からいっておかしいというので、もう一本取り消しをして、そして、確定してから公示をする、こういうことをおやりになつたわけでありまして、したがって、これからいろいろ次々とこうしたことが起きると思ひます。ありますが、第四十四条の精神によると、やはり確定をして、きちんときまつて、それから公示をする、これが公社としてのたてまえだ、こういうふう

な例が非常にたくさんあつて問題になつておるのでありまして、私は、特に東京都周辺の具体的な例を一つ二つあげて、ちょっと聞いてみたいと思ひます。

東京の付近の船橋市あるいは小平市、そういうところから統合についてのいろいろの要望なり意見書というものが電電公社に出ておると思うのですが、御承知でございますか。

○井上説明員 存じております。

○武部委員 たとえば船橋市の例をとりますと、船橋市には五つの電話局があるわけですが、全部同じ市内でありながら、隣の習志野から船橋にかける場合も市川にかける場合も、すべて市外通話になつておる。こういうことから、船橋の市会では決議を行なつて、四十二年三月、これは議決になつて、行政区全域を船橋局管轄とされたという議会の決議に基づいて、電電公社にそのようなことが出ておる。さらに、先般、これはさる新聞が取り上げましたが、小平、特にこの小平市の実情を調べてみますと、小平市のちょうど市内の中心を十文字に加入区域の境界線が通つておる。小平、小金井、国文寺、田無の四局が入り込んでおつて、その中で特に単位料金の区域の問題があつて、小平市の中でも田無の局の加入者だけが、同じ小平市の他の区域にかける場合には五十秒で七円取られておる、ほかの一分で七円、こういうふうには非常に矛盾がある。こういう点について、小平市でも同様に、四十二年六月、市議会の決定で決議がなされて、電電公社に区域の統合について要望が出ておる。

いま私が申し上げたような具体的な非常に矛盾をしておるこういうことについて、これを統合する意思がござりますか。

○井上説明員 ただいま御指摘の点、確かに、地域の方々に非常に矛盾を感じさせておるといふところで、何とか、行政区と加入区域との乖離の問題を、すっきりとスマートにしたい、そういうことは、ずっと公社としても変わらないところなんでございます。特に、大都市周辺に著しくその

例が見られるのでありますが、公社といたしましても、それらの点の一つ一つ実はつづきに検討してまいつてきております。

まず第一の点といたしましては、確かに、小平市あるいは国文寺市あるいは小金井市あるいは船橋市、そういうたようなところの行政区の中、電話の料金の面から見ますと非常に矛盾を感じられる面が多いのでござりますが、これにつきましては、確かにその行政を管轄する、あるいは行政をリードする方々のほうからは強い御要望をいただいておりますのでござりますが、具体的に、その地域の住民の方々の全部それを希望しておるかということになりますと、往々にして必ずしもそうでない場合が多いのでござります。

たとえば、三多摩の例で申しますと、三多摩には三十二市町村ございまして、そのうち十五が、現在行政区と交換市内区域とが一致しておりますが、残りの十七につきましては、これが複数の加入区域を擁している行政区域になつております。そのうちの少なくとも六つか七つは、どう考へても、通話効用の面、あるいはその生活環境の面等から、わざわざその行政区域の中を一つの整理された市内料金区域にすることが、かえつてその新しく整理される方々の市民感情として意に満たないということが明らかに予想されるわけでござります。それ以外には、まあ大体半分以上の方々は、あるいは希望されるかもしれませぬけれども、そういうようなことを一々つぶさに検討しておりまして、公社といたしましては、さらに四次計画の中で具体的な前進をはかりたい、こういうふうな考へております。

やや抽象的で恐縮でござりますが、まあこういうことでござります。

○武部委員 そういうことは当然これはあり得るはずなんです。これは、たとえば四つのうちの一つは反対だとか、あんまりそういうことについては積極的でない、これはあり得ると思うのですよ。しかし、少なくとも、その当該の市議会が決議をしておるんですから、あなたのほうのいまの

言い分を聞いておると、ちよつとへ理屈になるのですよ。これはやらぬための理屈になるのですよ。ですから、そうではなしに、大多数が、そのことによつて非常に不便を感じておる。いま言うように、同じ市町村でありながら、隣へかける場合に、五十秒で七円があると思へば、一分で七円があつたりするのです。

たとえば東京はそうです。二十三区は、都心から十五キロ以内ですから、直径三十キロまでは七円です。そうすると、ほかの区域では局から局まで六キロでしよう。これだつて大きな矛盾があるのですよ。東京だけは大体三十キロ以内は七円で、地方へ行けば、六キロか七キロまでが七円だ。こういう点は、皆さんがしよつちゅうお話しになつておる効用の面からいつても、そういう点から見て非常に大きな矛盾があると私は思う。少なくとも、当該の議会が決議をして非常に大きな問題になつて、不便を感じておるからこの点については是正してくれ、こういう非常に強い意見があるわけですから、その中の一部の人間がそれについて非常に消極的だからといつて、そういう拡大統合の計画を遂行するといふものについては私は当たらぬ、こういうふうに思うのです。そこでこれは非常に不公平ですから、将来は当然統一する必要があると思ふんです。

したがつて、そういうことについてのいま御答弁がございまして、積極的なひとつやつてもらわなければならぬ。いま私が申し上げたように、これは広さの面からいつてもそうですし、非常に矛盾があるわけですね。

そこで、このことについて、同じように三十六年ごろの国会の議事録等を見ておりますと、やはりこのことが問題になつておつたのです。それでまた引用いたしますが、これは三十六年五月十八日の通信委員会でも私どもの党の松前委員の質問に答えて当時の大橋総裁がこう答えておるのです。三十六年ごろの自動化の状況からいつてこういう答弁が出てきたこともうなずけないことはないのです。自動化が普及しておらぬので、過渡的に一

時はしんぼうしてもらいたい、今後自動化を進めて、適当な時期に広域化をしたい、また、グループ料金制についても、グループ料金制でしか不均衡を是正することはできぬといふことをはっきり言っているのです。イギリスでは、たしかグループ料金制を採用しておると思ひますが、そういう点について、すでにいまから七年前、国会で時の大橋総裁は、そういうグループ料金制を採用していくしか、こうした不合理、不均衡といふものは是正できぬのだといふこと、と同時に、当時の自動電話の数がどんと進めば、当然そういうことは考えなければならぬ、こういう国会での正式な答弁がありましたが、今日、当時から比べたら、先ほども申し上げるやうにたいへんな数に上つておる。このことについて、グループ料金制について皆さんのほうで御検討なさつておるか、これをひとつ伺いたい。

○米澤説明員 ただいま加入区域の統合、特に同一市町村内の加入区域の統合につきまして、最初に御質問がございました。

確かに、いままで四〇キロの範囲においてこれを統合し、さらに、それを第三次五カ年計画の内に置きましては六キロの範囲において統合するといふふうによつてまいりました。第四次五カ年計画の中では、前にこの席でもお答えいたしました、第四次五カ年計画の大綱というものの四つの柱がございまして、その柱の一つに、同一市町村内の加入区域を統合していく、その範囲は六キロよりもっと広げていくといふこと、ただし、それは自動化を前提といたしませんと、これは実際問題としてできないといふふうに私も考へております。したがつて、この第四次五カ年計画の中でも、先ほど計画局長がお話しいました、結局、五カ年間で約二千七百億円というものを、自動化も含めまして統合の経費として一応予定しておる次第であります。したがつて、たとえば本年度の予算におきましては、前々から問題になつております北九州等は予算の中に計上してこ

○武部委員　いろいろお聞きしておりますと、これから先、第四次五カ年計画によって千四百地域の拡大総合をはかっていく、こういう計画のようでございます。これはお述べになったように、原則として自動化だ、したがって、自動電話化されるところの統合ということは考えられますけれども、私がさっき述べた船橋市なり小平市なりという現在まで起きておる矛盾というのは、この第

それは金額がはつきり出ておるわけであり、また、この

かし、来年は料金の値上げを考えておるといふのは悉裁の警告もございまして。

てやるべき問題でありますので、これは相当地に複雑な問題で、単純に、金が少し足りないから料金

ことしは損益の差額から六十何億円も資本勘定、建設費に入れておる。そんな入れ方は少し多過ぎるんじゃないか、こういう議論もむろんあるわけでありませう。そういうものは他の方法で調達したらよからう、こういういろいろの問題を総合して考えなければならぬから、単純に、来年はまた赤字でさうどうこうと、こういう問題にはなりません。すべて、この国会のあとで、いろいろの問題をひとつ考えていかなければならぬ、こういうことでありまして、公社のほうは値上げを強く主張されておりますが、政府は、そうですかという単純な御返事を申し上げておるわけではありませう。十分にひとつ検討してまいる、こういうつもりであります。

○武部委員 以上で終わります。
○古川委員 安宅常務君。
○安宅委員 ただいま武部委員からの質問に対しての大臣の最終的な答弁を聞いておりましたら、料金をどうするかというのを、将来の問題に触れて、いろいろな点から検討しなければならぬから、すぐ赤字になつてどうのこうのという単純な答えはできない、こういうことを言っておりまして、そのとおりですか。

○小林國務大臣 そのとおりでございます。
○安宅委員 あなたは電電公社の監督官庁の一番の親分であります。しかも、國務大臣として、国の郵政に対する、あるいは電信電話に関するすべての問題を、あなたが全責任を負って、平たいことばでいえば経営していく、こういう立場の人であります。あなたが承認した電電公社の五カ年計画等を見つと見ますと、たとえば、昭和四十七年になつた場合には、申し込めば必ず電話が引けるといふ状態になる、こういう計画のもとにいま運営が行なわれているわけでありませう。ただいまのような状態で、経済成長率なり、それから、言わなければ、何か金持ちの人々が電話を持てば、貧乏人は要らないのだというふうな昔とは違って、いまや生活必需品です。そういう段階に移りつつあるわけですね。移っていると思ひます。

需要が非常に多くなつてまいりました。こういう状態の中で、あなたはその計画が遂行できると思つておられますか。

○小林國務大臣 電話は、電話だけ独立しておるのではありませんで、日本の社会の発展とかあるのは経済開発、これらの横との権衡といふものは必要でございます。一応電電公社では、次の五カ年計画では九百三十万個でありますか、こういうものを予定されておる。そして、最初は、希望があればみんなつくれる、こういうふうなことを言うたことがあります。現在では、横の資金計画その他のことから見ても、経済社会発展計画の全体からいひましても、電話の架設といふことは、それほど、必要がないとは思ひませんが、他との権衡上そこまではいかない。したがつて、次の計画の最終年度では大体三世代に一つぐらいのところに落ちつけよう、こういうふうなことを公社は申し出ておりますが、私も、その計画を、大体その程度でよろしいだろう、したがつて、それを実現するために各種の資金計画といふものを持つていく、こういうふうな考へておられて、いま、たとえば二百二十万個増がある、しかし、最後の年度においてもまだ百万何万の増がある、こういうことではあります。大体そういう計画程度でひとつ進めていければ、大体そういうふうに私も考へております。

○安宅委員 そうしますと、申し込めば必ず引ける電話にはならないということですね。
○小林國務大臣 計画は、そういうことに変えたようでございます。

○安宅委員 変えた理由ですね。変えたようであります。あなた、他人のような話をするけれども、あなたが変えたのですよ、これは、電電公社といふのは、そういう計画を出して、あなたがそれを承認する立場、それを監督する立場ですよ。だから、申し込んだらすぐ引ける電話だ、ああいうか、それはいい、大臣、ほんとに判を押す、だめだ、大臣、できないや、三戸に一個だ、ああいうか、ほん——こういう大臣だったら、三年生の子供でも大臣をやれる。変えたようであります。

んで、そんな答弁はありませんよ。変えた理由について言つていただきたい。

○小林國務大臣 これは一応の目安でございますし、もともと政府の継続事業ではありませんし、計画も、一応の目標、こういうことでございませうから、その正確に、これがさうだ、第四次五カ年計画がこういうことで確定する、たとえば閣議決定をしておる、政府でできている、こういう性質のものではありません。これは一応の目安をきめておるのであります。その目安を、私どもも、その程度でよろからう、こういうふうに思つておるわけでありませう。

○安宅委員 そうすると、電電公社の計画といふものは一応の目安で、しくじつてもいいし、うまくいつてもいいし、どうでもいいというふうなもので、ですか、そのとおりですか。そんなに軽いもので、ですか。

○米澤説明員 公社といたしましては、経営委員会で計画をきめまして、これは二次計画あるいは三次計画等においても同じような手続を踏んでおります。ただいま大臣が言われたのは、大臣としてこれは大體了承されておるのであります。が、いわゆる閣議決定といふような手続はとつていないといふふうに言われたのであります。公社の二次計画、三次計画にいたしましては、そういう手続はとつておりません。しかし、われわれはいたしまして、現実にそれを遂行してまいりました。ただ四次計画で違ひますのは、私たちが四次五カ年計画の大綱といふふうに言つておるのも、二次、三次はいわゆる料金修正といふ問題がなかったのです。ところが、四次五カ年計画といふものを遂行する場合には、公社といたしましては、どうしても料金修正を政府にお願いしなければならぬ、その点が非常に違つておる点であります。大臣も、工程の中身については大體よろしいと言つておられますし、一方、政府が経済審議院に諮問いたしまして、閣議了解事項となつておる経済社会発展計画といふものがありますが、その経済社会発展計画と公社の第四次五カ年計画との

の間には一年ズレがあります。昭和四十二年から四十六年の五カ年計画が経済社会発展計画であります。電電公社の第四次五カ年計画では四十三年から四十七年でありませうから、その一年のズレ、そのズレを経済成長率から見てどの程度のものにするかといふ問題はちよつとまだきまつていないわけでありませう。それを一応いまの八二%という経済成長率で考へて、量的に事務的に計算いたしますと、私は、公社の第四次五カ年計画の大綱の三兆五千億と経済社会発展計画との差は大体一〇%以内で、それほど大きな違いはないといふふうに理解いたしております。

それからもう一つは、申し込んだらすぐつくといふ話が先ほどございましたが、公社といたしまして、電話事業をやる限りは、確かに、これは当然といひますか、いわゆる目標としては決して間違つていないといふふうに思ひます。しかし、申し込んだらすぐつくといふためには、ある程度設備に余裕がなければならぬ。たとえば、現在まだ農村とか、あるいは山村方面、あるいは山岳地帯といふようなところには共電式の局がしばしば残つておられて、そういう局につきましては、すでに局舎がしばしば台もふやせないという局があるわけでありまして、いわゆる自動化の速度といふものが、この申し込んだらすぐつくといふ問題に、経済の面を厳密に掘り下げてまいりますと出てまいります。大部分の都市、たとえば、現に東京でも中央十一局は、いまや申し込んだらすぐつくといふことになつております。大阪でもすぐつくといふことになつております。これが結局、いま考へております三世代に一つ、いわゆる九百三十万個の加入電話をこの第四次五カ年計画の大綱の中で予定しておりますけれども、おそらくその場合には、大きな都市では大體申し込んだらすぐつく状態になるというふうに考へております。しかし、そういう改式等の問題がありますので、やはり全国的なマクロでいひますと、積滞は百二十万くらいになるのではないかと推定をしております。

○安宅委員 農村、山岳地帯はなんというお話ですが、都市でも急激に住宅がふえたり、急激な発展をしておる状態です。そういうところは、山岳地帯ばかりじゃないんですよ。とんでもない。えらいにぎやかなところがあるんですよ。まあ、それは総裁いいですが、そういう詳しいいちごとした計画は、ある程度の見通しだということ、政府の一つの経済見通し、経済企画庁あたりで立てておるものと一年間のズレがあり、その計画は一〇%以下くらいしか差がないじゃないか、こういういまのきつとした答弁なんです、これは一応の目安であって、どうでもいいんだというふうな意味にとれる発言が大臣からありました、そうすると、政府のあらゆるものは、物価の値上げの話なんかしょっちゅういたしまして、ことしは四・八%しか上がらないとか、いろんなことを言われますが、あれも一応の目安のわけですか。あれは大臣、どうなんですか。あまり責任を負わぬでもいいんですか、これは。

○小林国務大臣 これは、いまお話ししましたように、大きく見て、日本全体の各種の発展計画の中の一つの部分にすぎない、その部分との調和を見てやる、こういうことでありますから、目安にするか、あるいは具体的の計画にするか、これはいろいろ考え方がございます。しかし、いまはそういう一応の目標を立てて、その目標の年度割りをおとつて毎年実現していく、こういうことを考えておるのであります。

○安宅委員 そうしますと、何か、閣議の決定がないから、大臣、責任ないみたいな話でしたが、閣議の決定がなかったってあつたって、郵政大臣は監督官庁の長なんですから、電電公社で立てた計画というものはあなたが責任を負わなければならぬというその立場は明確なんでしょう。それはどうなんですか。

○小林国務大臣 電電公社の立てた計画を私どもがもつともだと思えば、その実現をわれわれが努力する、こういうことになります。

○安宅委員 この問題については、いま第四次

五カ年計画ですか、これも当然立てられて、あなたはそれを了としておるはずだと思つて私は質問しておる。電電公社の計画が妥当ならばそれを毎年実現していくという話ですが、あなたは、これは妥当でないという考え方ですか。どうなんですか。

○小林国務大臣 初めから私は、妥当だからしてこの程度のものでよからう、こういうことを申しておるのであります。

○安宅委員 あなたはいま、妥当ならばと言つたんじゃないですか。議事録を調べてください。

○小林国務大臣 妥当ならば、と言つたというのでしたら、それじゃ、妥当だと思つて実現に努力する、こういうことにはいたしません。

○安宅委員 それでは、あなたは責任を負わなければならぬということだけははっきり言えるんじゃないか、こういう質問なんです、私は。

○小林国務大臣 そういうことでございます。

○安宅委員 それで聞きますが、そうしますと、ただいま総裁の答弁によると、自動化の必要があり、ただいま言うような目標に進むだけでも、それから料金の修正がいままでなかった——これは電電公社はうまいことばを説明したと思うんですが、料金修正——料金値上げとは、末端の社員も言わない。これは料金値上げですね。うまいことを言つた。総裁、なかなか頭がいい。修正でも値上げでも、それは値上げですよ。なかなか言わない。まあ修正でも値上げでも、どっちでもいいんですが、値上げです。これは下げようなんて、あなた方は思つていないのですから。ところが大臣は、いろんな情勢などを考えなければならぬので、すぐ赤字になつてどうのこうのという単純な答弁はできないと言いましたが、初めは、申し込めばすぐ引けるという目標を立ててやつたんだが、最終年度で百二十万個くらいの積滞は残るだろう、しかし、都市は大体申し込めばすぐつける、こういうような状態になるのではないか、その場合の理由として、自動化の問題と料金修正の話を経営がいたしました。総裁がそういうことを

考えておるんですから、大臣にもその意は通じておると思うのですが、単純な答弁はできないなんというふうなことをいまの段階で発言をしておるということとは、これはたいへん矛盾があるような気がいたしますが、どうなんですか。

○小林国務大臣 矛盾があると思います。電電公社がきめたことが、すぐ政府の意見になるわけじゃありませんから、電電公社の話もよく聞いて、政府としてまた検討する、こういうことでございまして、それでよろしいと思います。

○安宅委員 これははっきりしているのですが、政府がそのとおりやらないということになりますと、どういうことになるかと、一つは、料金の値上げを近い将来にやらなければ電電公社の計画は達成できない、こういう結論になります。一つは、政府がそれをのめないということになりますと、立てた目標、あなたが了承した目標——さっきのはたいへんけつこうだと思つておるといふ話でしたが、その目標は達成できない。どちらか二者択一、どちらかを選ばなければならぬということになると思ひますが、どうですか。

○小林国務大臣 私はよく説明しておりますが、電電公社は単に料金収入だけでやつておるのじゃありません。電話を架設するためには、きょう、いま御審議願つておる設備料の問題もありますし、加入者債券の問題もある、あるいは借入れ金の問題もあれば財政投融資の問題もある、繰越金の問題もある。あらゆる資金計画を動員して、公社の目的とする仕事をすればよいのでありまして、料金一つにたよる必要はない。したがつて、政府としては——財政投融資は政府が考えることで、電電公社が考えることじゃありません。そういうふうないろいろの資金の調達計画を彼此勘案してきめるからして、すぐに料金値上げに結果するものじゃない、こういうことを私は申しておるのであります。

○安宅委員 あなた、他人のような話はいけませんよ。

それじゃ具体的に言いますが、この五カ年計画というものは、資金調達計画も入つております。外部資金からどれくらい入るか、内部資金はどれくらいか——設備料なんかは外部資金に入っているようだが、とにかく、そういうものも全部含めてこの計画を立てているのですよ。しろうとじゃあるまいし、私にそんなごまかしみたいな答弁をしては困る。そういう計画があつて、第四次五カ年計画、それからいままでの第三次五カ年計画が立てられているのですよ。

それでは、政府も財投の金をいまの五、六倍くらい出すような勇気があなたにあるのですか。そんなことできますか。実際の自民党政府の中には、債券をばらばらに上げることもできます。あるいは、繰越金をいまの数倍か何かに上げることができますか。できないことを、料金だけにたよつてできないじゃないかという、そういうしろうとに対する答弁みたいなことを言つて、あなたごまかそうたつてだめですよ。あまりなめないでください。

○小林国務大臣 私は一つもごまかしておりません。これは全体計画できめていく、資金計画は毎年きめていく、一応の予算はつくつておいても、それがそのまま実行される——これは継続予算じゃありません。毎年いろいろのことを考えてやつていくのであります。私はごまかしを申しておるつもりはありません。

○安宅委員 それではあなた、経営の見通しとして、監督官庁の長として、このままの状態であつて、財投もいまの状態の比率でばらばらに、あるいは料金もそのまま据え置く、こういうことで、この計画は達成できないと総裁が言う、あなたは達成できるかもしれないと、あるいは、これは何も継続事業じゃないからという理由で、あなたは一生懸命逃げを打つておられますが、この五カ年計画というものを、単年度ごとにずっと割つてみてもいいですよ。そうした場合には、政府がいまの状態と変わった手を打つという

予想なりあるいはあなたの意欲なり、そういうものがあるのですか。

○小林国務大臣 料金を上げる必要が将来にわたってないかという事は、私は申し立てるわけじゃない。全体としてこれから検討します、こういうことを言っております。

○安宅委員 こういう計画は、みんな全体的にきまつていくのです。何も各個ばらばらなものじゃないです。ですから、料金も上げなければならぬし、あるいは財投をもつとふやさなければならぬし、あるいは公債制度を考えなければならぬし、あるいはそういうことで、現在そういう話になってくれば、また話は別になってくる。どうですか、その点。

○小林国務大臣 いまおっしゃるようなことを私は申し立てるわけじゃない、それをもし誤解されておるなら、あなたのおっしゃるようなことを私は申し立てるわけじゃない。

○安宅委員 そういふことならば、このままでいった経営というものは、この計画による経営というものは、このたび設備料を上げて、収入増になるのは平年度で年間三百億ぐらいですか。そうすると、これはだれでも、局外者で見ている人はいいですよ。そこはもう少し何とかならぬかなという人はいいですよ。あなたは大臣なんですからね。そのままで何年かもうつぐらうの将来の見通しなりを持たないで、よく大臣がつとまりますね。そんなごまかしをしないでください。

○小林国務大臣 それはごまかしごまかしと言われども、私はごまかしな言つたつもりはありませぬ。将来のことは、みな各年度になる、そのときこれだけの仕事をやるから、これだけ資金が要る、この資金をどういうふうにあんばいするかという事は、毎年きめていく問題で、一応いま目安を立てておつても、それはあくまで目安でありまして、きめることは、毎年具体的にきめていくのであります。

○安宅委員 見通しが立たなければ計画は立たな

いじゃないですか。そんなインテリキなことは言わないでください。無礼じゃないですか。——大臣です。総裁なんかいい。

○米澤委員 答えたいします。

ただいま第四次五カ年計画の大綱の中で私が申し上げましたのは、公社の経営委員会を通しました大綱の中での見通しを明らかにしておるのであります。ただ、これを実際問題としてどういう形でやるかという点につきましては、これはまた、政府はおそらく政府としての立場があるに、政府にいろいろお願いするという立場になるわけでございます。

それで、ただ問題は、長期計画というものは、展望といふんです。そういう見通しをいろいろ含んでおるわけでありまして、結局、具体的な数字というものは、毎年の予算において明らかにされてくるというふうなわけでありまして、いわゆる継続費がそのまま成立するというわけではございません。

したがって、見通しにつきましては、先ほど申し上げましたように、公社としては四つの柱をつくっております。その四つの柱、目標というものは、一つは、経済の効率化ということ、それから第二は、地域開発と格差の是正、それから第三は、生活の向上と近代化、大体三世帯に一つ電話をつけるというのを予定いたしております。第四が、同一市町村内の通話区域の統合拡大による地域社会の発展、この四つの柱、目標を達成するというところで四次計画がなっております。

○安宅委員 それじゃ今度は正式に総裁に聞きます。大臣に聞いておつても、大臣はこれは困ったことだと思つておるのでしょうか。それはいいですよ。

そうしますと、大体ことしのような予算規模、そして需要と供給のバランス、それからいろいろなことを見渡してみても、このままいふたら、料金値上げをかりにしないとすれば、どういふ形に変わ

えていかなければこの目標は達成できないか、こういうことになると思うのです。だから、変えなくとも目標が達成できるというなら、それでもいいです。そういうことについて、総裁の見通しをお聞かせください。

○小林国務大臣 さつきから申し上げておるよう

に……。

○安宅委員 今度は総裁に聞いておるんだ。何も大臣が……。

○米澤委員 問題は、いわゆる電信電話事業を営営しております電電公社といたしまして、独立採算制を維持して、健全な経営を継続する、これが一つの基本方針であります。それに対して、現在の料金修正を行なわないでこの計画をやりま

す、四十七年度末におきます借金約三兆七千億になる。ですから、結局料金修正というものがどうしても必要になってくる、一言で言えばこういうことになるわけでございます。

数字につきましては、計画局長からお答えいた

させます。

○井上委員 お尋ねは、主として資金調達

の支の問題だと思つておる。四十七年度の決算を基に、四十七年度までの収入を見積もる、支出に

円の建設費というものを計上する、そうなりますと、その不足資金を全部借り入れ金でまかなつてやる、そういうことにいたしますと、四十七年度未だに長期固定負債が、すべて合わせまして約三兆七千億円になる、こういうことに相なりま

す。これは、かりにそういう試算をしたわけでは

○安宅委員 大臣は、料金値上げせざるを得ないんだということを国会で答弁したらいへんだと思つて言わないのかもしませんが、いまあなたは、何とかこの場を切り抜ければいいんだそうであ

りまして、しかし、あなたはそういう責任を持っておる大臣だ、こういうふうなきちんと考えてもらわなければいけません。

それで、あなたは、何だかわからないけれども、単年度単年度でやるんだという話でありまして、私が、これはたいへん勇気のあることを言つたのだなど、ある側面ではそう思います。大

体、電電公社がことしの予算というものをこういうふうにしてやつていきたいというあなたに対する要請があつた場合に、いままでは、例としてい

の資本主義の形態の中であつた方がやつてゐるんですから、そういう立場で言うならば、設備料を上げただけでいいようぶだ、三戸に一つの電話をつける目標をあなたは了承した上で、設備料だけ上げればそこは足りるんじゃないかという決断をし、そういう電電公社の要請を、まあ平たく言へばつけた、こういうのには、そういう将来の電信電話の増設、あるいは国民の要求にこたえて電話をたくさん架設するとか、ただいままで質問が続けられたと思いますが、同一市町村内の加入区域を何とかしなければならぬとか、いろいろな国民の要求というものを見た上で、これで経営ができるかと責任者、いわゆる社長が決断をしたと同じです。八百屋のおやじでも、大根を一本五十円に売ろうか、五十円で売らなければ当店はつぶれるかもしれないと思つたけれども、えい、この際投げ売りしてやれ、十円くらいで売つてやれ、こういうことを、ただでために——八百屋のおやじがでたらめだとは言いませんけれども、あなたがそういうでたらめなことをやつたと思ひます。一つの目標があり、一つの信念があり、一つの将来の電電公社の経営に対して、これでやつていける、こういうきつとした政治家としての、あるいは監督官庁の長としての見通しがあつたからそういう指図を私はしたと思ひますが、この見通しについてあなたから答弁願ひたいと思ひます。

あなたに説明があつたと思ひます。ですから、そうすると、来年はどうなりますか。郵政大臣で留任なさつたなどというのは、先例はほとんどないといつてもいいほどないのでありますが、来年も再来年もあなたは郵政大臣にとどまるかもしれないね。これはどうなさるつもりですか。

○小林國務大臣 来年また……。(来年のことを言えば鬼が笑うか。)と呼ぶ者あり)私が、自分の地位についてはわかりませんよ。どなただつてわかりませんよ。とにかく私どもは、来年はいまの全体の計画の中でまた単年度割り公社は出す、その仕事のできるように政府は心配をする、こういうことでございます。

○安宅委員 見通しを言つて下さい、と言つてゐるんです。私は、小学校の先生と子供の質疑応答をやつておるんじゃないやありませんよ。何言つてゐるんですか、あなた。そういうことを、もしあなたが大臣だつたら、来年はまた来年で心配するんですよ、その心配の内容を聞きたいんですよ。珍しい大臣がおるもんだと思ひます。どんな場合でも、一つの経済成長率などを見たいいろいろなことを考へて、大蔵大臣にしてもだれにしても、国会の答弁というものは——単年度は単年度、これは現在の予算制度というものは単年度制でありますから、そんなことは百も承知。だけれども、こういう五カ年計画なりそういうものをつくつた場合には、その五カ年に割つた、あるいは将来の見通しをつけた、そういう政治を行なわなければ、鬼が笑うみたいな答弁をされて、ああそうございませうかと、私も引つ込めますか。何か、あなたにお伺いを立ててゐるんじゃないやありませんよ。大臣が偉くて、こつちは偉くなくて、小さくなつて、おそろおそろ聞いているんじゃないやありませんから、きちつとした答弁をしてください。こんな珍らしい大臣初めてだ。

○小林國務大臣 これは、来年はまた公社からお出しになるし、それを政府でもつて相談する、そのうちのこと以外にないやありませんか。

○安宅委員 それでは五カ年計画なんか立てなければいいじゃないか。何を言つてゐるんだ。答弁になつていない。だめだよ、そんな答弁じゃ。

○小林國務大臣 これは、私が冒頭申し上げたように、政府の立てたものではあります。○安宅委員 そんなことでは質問することはできませんよ。五カ年計画はみなインデキというところじゃないか。こんなことで上げられるか。

○森本委員 議事進行。いまの大臣の答弁は、それは安宅委員の言つておる通りに、それは国の予算は単年度予算であることはわかり切つたことであります。しかし、設備料を、一万円を三万円に上げるという法律を審議してゐるわけだ。そういういたしますと、われわれとしては当然、来年はどうなるか、再来年はどうなるかという見通しがあつてこそ、これが賛成、反対といふことになるわけですよ。その内容を、来年は来年のことだからいまの限りではないといふことでは、これは審議できませんよ、いかに協力しようといひましたも、やはりここでこういうものを提案する以上は、来年はどういうふうによつていく、再来年はどういうふうによつていくという見通しがあつてしかるべきだ。それが狂うかもわかりません。それは、そのときの経済情勢、世界情勢あるいは国内情勢によつて狂うかもわかりません。わからぬにいたしましても、一応の見通しというものは、来年度ぐらいの見通しは持たなければならぬ。それを、来年のことは来年のことでは話し合ひをする、いまそんなことを言うことはできませんよ。また事実、そういうことではこれは審議できませんよ。これは予算委員会だつて同じですよ。これは委員長、ひとつ善処を願ひます。

○安宅委員 意思統一をしてください。私はすつたままではあるから……。

○古川委員長 ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○古川委員長 速記を始めてもらいます。

暫時休憩いたします。
午後零時十二分休憩

午後零時十六分開議
○古川委員長 これより再開いたします。
質疑を続行いたします。

○小林國務大臣 安宅委員から先ほど来いろいろ御質問がありますが、私の答弁の趣旨は、電電公社の計画に沿つてそれが実現できるように、政府はいろいろの方法を講じて努力します、こういうことでございます。

○安宅委員 いろいろといふのは……。もつとけんかを吹つかける気ならけんかを吹つかけてもいいけれども、私はそんなばかなことをしたくないから、ほんとうの話をお互ひにやつてもらいたいと思ひます。料金値上げも考えなければならぬ時期がくるかもしれないし、財投をもつとふやさなければならぬかもしれないし、料金をそのまゝにしておけば。そういうことになるでしよう、こう言へばいい。ただし、その次には、財投をふやすことができるのですか、こう言われると困ると思つて、予断と偏見をもつて、あなたは一生懸命モグラが土の中へもぐるみたいな答弁をしてゐるから進まないのです。いろいろとなどというところで、はあそうですかというふうに私が引き下がるはずはないではありませんか。

○小林國務大臣 いろいろといふことは、私は繰り返し申し上げまして、電電公社の計画を遂行するには、資金調達の方法としていろいろある。料金の問題もあるし、財投の問題もあるし、借り入れ金の問題もある、こういうことを言うたのでありまして、料金の問題も含まれておるといふのは当然であります。

○安宅委員 ですから私は何回も言つてゐる。その五カ年計画の内容というものを、あなたはつづきで電電公社から聞いてゐるわけですよ。それは、四十七年末には申し込めばすぐ引ける電話という

話だったが、そうはいかぬようだ、三戸に一台くらい電話、こういうことになるようだ。その計画をあなたは知っているのですよ。その計画の資金の調達というものは、大臣としていろいろあるのはわかりますよ。いろいろあるのは、それはきまっています。考えられるのは、財投だとか、公債をどうするか、縁故債をどうするか、あるいは設備をどうするか、これで足らぬ場合には、現在の情勢の中では、電話料金を上げなければならぬとか、いろいろあるというの、そういうものだと思います。あなた方は、電話料金をいま上げないでもよろしい、一応設備料だけにした。料金と言いたくないから、料金でないとがんばったそうです。初めのうちは。ですから、いまの政府の言い方、これは物価がどんどん上がっている、公共料金はめちやくちやに上がるではないかという国民の批判にこたえるべく、ことしのところは、参議院の選挙があるからかどうかわからないが、料金は値上げしないつもりだ。来年はどうだとか聞かれると、さあ困った、わからない、いろいろあります、こういうことで何とかまかしていかう、こういう魂胆がありありと見えるのです。でなかつたら、どういう方法でやるかと言つたら、いろいろあります、だけでは困る。料金の値上げによって年間一千二、三百億ですか、収入増になる、その補てんは財投で全部まかなう、こういう答弁でもできるのだつたら、それなら私は、ああそうですか、ということになります。それくらいのこと、電話公債を上げたり、そういうことでやれるという見通しを大臣が持たない限り、今度の設備料の値上げも、ただ当面糊塗するだけの、科学的な根拠のない値上げだということにならざるを得ないわけですね。そうすると私どもは、ああそうですか、賛成だなどとは言えない。

これはいま法律を論議しているのですよ。大臣、あなたが値上げをしたいという提案をしているのですよ。そのことについて、資金の調達面はいろいろあるが、何だかわからない、どれにしようか、それはあなたには、いまのところ答えられない。これではこの審議ができるでしょうか。○小林国務大臣 私は先ほど、ことしはこれで行くというのを言うたので、来年がやれる、こういうことを申し上げたのではありません。来年は、いま言われるように、またしかられるかもしれないが、いろいろなことを考えなければならぬ、こういうことでございます。○安宅委員 そうすると、その五カ年計画というのは、資金の調達の大体の内容も、電電公社では案としては持っていますね。総裁、そうです。○米澤説明員 電電公社といたしましては、案として持っております。数字があれば説明させていただきますけれども、案として持っております。○安宅委員 それは大臣には詳しく説明しております。○米澤説明員 詳しくと申しますと、その詳しくについては問題がありますが、全体の投資規模、それから借金の問題、そういうことを話しております。○安宅委員 五カ年計画を年度ごとに割った、経済成長率からいって大体この辺だ、一つの予想した数字、これは説明してないのですか。○米澤説明員 大臣には、まずこの第四次五カ年計画の柱になる四つの事項を説明してあります。その中で、経済の効率化につきましては、たとえデータ通信等についてはどうだという、データ通信の内容等、第二の地域開発と地域の格差の是正につきましては、いろいろ地方の自動改式なりそういう問題を考へております。第三の生活の向上と近代化は、三世帯に一つの電話をつける、これが一つの対象になっております。全体として加入電話九百三十万個をつけるという数字を、先ほど大臣も言われました。それから第四の同一市町村内の通話区域の統合拡大による地域社会の発展、これは自動改式を同時に行なう、これは二千七百億円の経費が要するという話を話してあります。

○安宅委員 この内容は、大臣もいま聞いたでしょう。ですから、そういう計画があるのです。よ。計画を進める——何にたどえましようか、たとえば、東京からあんなところの静岡まで歩いて行ったら何日かかる、第一日がとりあえず品川まで、あとはあしたはどうしようかな、わかんない、これでは計画は立たぬですよ。だから、そういう日程に割って、不景気になるときもあるでしょう、景気のいいときもあるでしょう。若干の差はありますが、それらの計画を遂行するために資金量がどれくらい要するのか、それを調達するためにどうしたらいいのかというのを考えた上でことしは、たとえばこういう科学的な根拠がありますから、ことしはこれでやっています、それで設備料は三万円に値上げするにとどめます、こういうふうな、きちつとできないと、何か、目の子勘定みたいなことで国会に提案されたという印象をわれわれは受けているわけだ。そう思いませんか、大臣。○小林国務大臣 そういう印象をお受けになることはやむを得ませんが、しかし、冒頭に申しましたように、いまの計画は電電公社の計画で、私どもは、工程の際もこの程度はよろしかろう、こういうことを言っておるので、それを實現するためいろいろな方法があるのをごさいます、電電公社は、この計画の中には、料金値上げによって何千億得る、こういうことまで書いてあります。が、われわれ了承しております。私どもは、こういう工程はぜひやりたい、やる方法については、また政府が特に公社と相談してやる、こういうことであります。

○安宅委員 私が言わんとするのはこういうことなんです。やる方法についてはいろいろある。これは認可料金の問題もあるでしょう。しかし、あなたが国会にわざわざこんな法律を出さない方法だつたのですよ。いろいろ郵政大臣の権限の中で調整できる面もあるのです。そういうものを考慮して、そして、ことしは、とりあえずこうなるからだいじょうぶだ、やれるから設備料だけ値上げにとどめてください、こういうことを理路整然と、きちつと言わなければ、法律の審議はできないじゃありませんか、こう言っておるのです。○小林国務大臣 そういうことを言つたつもりではありませんが、もしそういうふうにおとりいただけなければ、そういうことでございます。設備料は将来にわたって継続されるものでありますし、全体の収入計画の一部になると、ことしは料金値上げはせぬでもこれでやれる、こういうことであります。○安宅委員 それでは、もっと別な角度から聞きますが、電話料金の、設備料以外の値上げの申請があなたにあつたものを承認しなかつた理由について、答弁願います。○小林国務大臣 電電公社の計画が、値上げせぬでもできると私は思ったから承認しなかつたのであります。○安宅委員 これは計画を遂行できないかもしれせんね。あなたと同じような態度を政府が五年間ずつとつたら、そうなりません。○小林国務大臣 繰り返して申しますが、私は、ことしはそれでやれる、来年のことを言うておるのじゃありません。政府もまた、今後計画実行については、先ほどから言うように、いろいろなことを考えなければならぬから、お話しのようなことも入ってくるでしょう。○安宅委員 私が言うように、この計画を承認しないというのなら別ですよ。承認をして、よからうとあなたが言いました、と言つた。その限りにおいては、この計画を實現するためには、いろいろな方法とつたつて、四つ、五つしかない。資金の調達方法はそのうちのどれを将来重点に考えなければこの計画は達成できない、資金の調達ができないのですから。電電公社は、ことしと同じように基本料だけでやれる、こういう考え方だそうですから、そうしますという、このままの推移でいけば、郵政大臣、特に頭がいいから別なことを考えているかもしれぬけれども、私どもの頭では、この五カ年計画は放棄せざるを得ない、ど

ちらかを選ぶほかにはないか、こう聞いておるのです。

○小林国務大臣 一番大事なことは工程、これだけのことをやりたいということがもとで、資金は付随してくる問題であります。資金が先じゃありません。したがって、ことしこれだけの仕事をおやりになる、こういうことなら、これだけの仕事は設備料値上げでできる、こういうことでお願いしておるわけでありませう。

○安宅委員 だから五カ年計画というものを認めておるでしょうと、私は言っておる。認めないなら、ことしの分だけを認めたのですか。あとは認めていないのですか。

○小林国務大臣 どうも私の説明がへたで、たいへん申しわけありません。

○安宅委員 へたじゃない。

○小林国務大臣 九百三十万個おつくりになりたいうことですか。最終の目標はきまつております。

○安宅委員 最終だけではありません。年度ごとの原案も知っておるはずですよ。そういうことをあんなに独断的にあつさりきめて、そして、何か、参議院の選挙にでも勝つてやろうと思つておるのかどうかわかりませんが、それならば、どうも科学的でないような気がしますね。あなたは昔は非常に頭がよかつたかもしれないけれども、最近の近代的な行政の立場からいふならば、どうもびんとこない点があるのじゃないですか。ときどき奮勇を發揮されて、科学的でないところがうんとある。

たとえば、この間、石丸という大阪郵政局長がやめられました。あなたによつて首になりまして、何か非常に重大なことでなければ、郵政局長が突如としてやめるといふことはないのです。が、重大な失態があつたのでございませう。

○小林国務大臣 これはもう御承知のように、人事のことでありまして、どういふ理由、ああいふ理由ということは、ここで説明できません。

○安宅委員 それは何も人事だからという意味で

言うのじゃないのですが、これはあたりまえにやつてきた人間だったら、途中で大阪郵政局長限りでびんとやめるといふことはない。よほどあんなに奮勇を發揮されたか何かの理由で、ときどき非科学的なことを——基本料金だけで間に合うと言つてみたり、大事なことは、わからぬと言つてみたり、そうかと思つと、石丸大阪郵政局長を途中でびんと首を切つたりする。何か、陽気のかげんかもしれないが、少しおかし過ぎると私は思うのです。何か重大な失態でもあつたのですか。内容は言えないでしょうが、あつたのなら、あつたと言つてください。なかつたら、首を切られる理由はないね。

○小林国務大臣 陽気のかげんでどうだ、これは御想像にまかせますが、私はあなたのおっしゃるとおり、わりあい頭が粗雑でありまして、科学的でない。非常に御迷惑かもしれないが、これはひとつ、やむを得ないこととお考え願ひます。

○安宅委員 たとえば、そういうことをあなたにやる。これは人事院が承認をしたのだ。ということは、石丸さんは、その後、富山だか何かの民放に就職なさいましたね。聞くところによれば、何かあなたがそこへやるようにたいへんお世話申し上げたといううわさがあるが、これはほんとうですか。

○小林国務大臣 あまりそうお世話したこともありません。

○安宅委員 これは人事院規則によつて、人事院の承認を必要と思ひますが、どうなんですか。

○清呂木政府委員 ただいまの件は、当然人事院の承認を必要といたします。で、人事院の承認をこれはとりまして。

○安宅委員 いつですか。

○清呂木政府委員 日にちははっきり覚えておりませんが、一週間か四、五日前と思ひます。

○安宅委員 人事院の承認を求め前に、承認をしない前に、もうすでに実質的な仕事をなさつておつたのと違ひますか。もう本きまりになつておつたんじゃないですか。

○清呂木政府委員 大阪郵政局長から本省の調査官を命じておりまして、そして、その間に承認をとりまして、役所のほうをやめて、そして承認を得た会社の方に行つた、こういうことでございませう。

○安宅委員 これは非常に天下りというかな、あなたが知つてゐる範囲で、これは初め郵政省は専務という話をしたんじゃないですか。

○清呂木政府委員 今回石丸氏が出ていきますときには、いろいろ人事院規則との関係を検討いたしました。しかし、石丸氏は、過去において電波行政に全然関係しておりませんし、いろいろそういったままでの人事院の承認の基準等を十分検討をいたしました。そして、人事院の承認を得たわけでありまして、専務とか常務とかいったような問題ではなしに、とにかく、そこへ重役として入るといふことで承認を得たわけでございます。

○安宅委員 その重役の給与は、あなたはどのくらいだか知つておりませんか。

○清呂木政府委員 金額は知つておりません。

○安宅委員 何かの理由で途中でやめる。これは、重大な欠陥なり、そういうものがなければやめる人ではない。私どもは、あなた方郵政内部のうわさを聞いております。各郵政局長は戦々恐々としております。その次に郵政局長になるような予定の人も、これはたいへんなことだと思つております。こういうことについて、何らかの理由がなければ、これを処分したりやめさせたりすることとは——これは、公務員というものは、そんなに大根がゴボウが切られるように首を切られるものじゃないと思つておられますが、それにもかかわらずやめさせられたといふことは、重要なことだと思ふ。健康上の理由だとか何かだつたら別ですが、私どもの調査では、そうではありませう。こういうことを平気で郵政省の人事の面で行なわれるといふことになりまして、この内容をちよつと聞いておかないと、これは将来非常に重大なことだと思ひますから、やめた理由は、どう

いう理由なんですか。

○清呂木政府委員 先ほど大臣から御答弁いただきましたように、人事の内容については、この席では申し上げることはできませんので、御了解願ひたいと思ひます。

○安宅委員 それはほんとうにできませんかね。国会から質問を受けてもできませんか。たとえば、何か重大な犯罪を犯したとか、そういう内容について問題があるならば、申し上げられませんか。これはあり得るとしても、本人が希望してやめたんだとか、あるいはいろいろの理由があると思ひますが、そういうことも、何も質問には答えられない、そういうことになっていませんか。国会で、そういう人事の問題ではどうなんですか。あなたの見解を聞きたい。

○小林国務大臣 私は、そういうことについての説明は差し控へたい、こういうことでございませう。

○安宅委員 本人の希望でやめたんなら、本人の希望でやめたんだと、あつさり言えるはずであります。それが言えないといふことになると、何かあつたといふことになりませう。何かあつたんだし、うわさがあるから、途中でボンといつたんでしよう。どうなんですか。

○小林国務大臣 これは、御想像にまかせます。

○安宅委員 国会というところは、そういうところではないですよ。御想像にまかせると、はいわかりました、などというのが国会じゃないですよ、大臣。何か発表できないような理由があるのかないのか、これだけ聞きます。

○小林国務大臣 それは全然理由がなかつたとは申せませんが、そういうことはここで説明できない、こういうことでございませう。

○安宅委員 だから、本人の希望でやめたんじゃない、これは重要な点だと思ひます。その内容について暴露したり何かはいたしませんけれども、こういうことを、大臣、たとえば、先ほど言つたよ

うに、基本料金を一万円を三万円くらいに上げておいたら何とかなるだろう、この人をやめさせておいたら何とかうまくいくだろうなどという、そういう行政は困りますよ、ということを言うために例をとっただけの話であります。私はきょうはこれ以上追及いたしません。ただし、あとは氣をつけてください。

それで、たとえば二百四十億から三百億程度の設備料の値上げについては、私どもこう考えてみますと、大臣の権限でそういうことを考慮したとするならば、国会に法律を出さなくともやれる権限の範囲内のものはたくさんありますね。

たとえば、一つの例をとれば、専用料などはそうであります。これを私ども見ますと、使つておるところは、新聞社とか銀行とか商社とか、それから国の機関とか、こういうものがおもであります。特に市外専用料などというのは、連合軍や防衛庁などというものは、前は安かったものであります。それを高くいたしましたして、警察、消防や新

○安宅委員 電気通信監理官、検討を大臣から命ぜられて、どういう結論が出ておりますか。

○柏木(輝)政府委員 ただいま御指摘になります。た専用料の問題でございますが、これはただいま

の公衆電気通信法から申しまして、少し制度的な時代おくれになっているという面もございました。それからまた、いま市内専用につきまして、料金が妥当じゃないというお話もございましたが、専用料全体として考えてみますと、これはいろいろな問題がございます。その点を総合的に現在検討しております。

専用料の問題は、特に通信技術の進歩、発展という面が一番密接にこのコストという面に結びついていくものでございます。そういう観点から、中には、この際調整をして、妥当な姿に戻すという意味で多少高くなるという点もあるかもしれませんが、全体的には、これは安くなるべきものであるという考え方を持っております。これは日本だけの問題でございません。いま世界的にそういうふうに通じているものでございますので、これは全体的な立場から、しかも、制度の問題といいたしましても、総合的に検討しておるわけでありま

○安宅委員 あなたの考え方は、主客転倒しているのですよ。商社や放送局、新聞社や、あるいはそういうのは、案外公共的な仕事をしているものなんです。だといふ概念が皆さんは非常に強いのです。なるほど放送局も安いほうがいいのですよ。テレビなんか、せつかく石丸さんが行った会社だって、専用料は安いほうが経営がうまくいくでしょう。だけれども、日本の電話料金の体系というのは、総じて、おしなべて言えることは、専用料は安いほうに世界的にきておる、こう言います。これは一

用料は総じて安い方向に向かっている——そんなことはありませんよ。そんなこと、考える必要はないのです。一般の電話を使う人は、できる限り安くしなければなりません。そうして、こういう特殊な、大もうけをしている連中の専用に供してやるものは、少しくらい引き上げたっていいじゃありませんか。そういう立場をあなた方がとらなければならぬのです。大臣、そう思いませんか。

○米澤説明員 お答えいたします。
専用料につきましては、たとえば距離によりまして、あるいはまた、バンドの問題とか、いろいろあると思います。周波数、バンドの問題、それからまた、最近ではデータ通信等が出てまいりますと、一企業内におけるデータ通信に伴ういわゆる専用線問題とか、いろいろ種類がありまして、ものによっては若干上げなければならぬものも出てまいりましょうし、それからまた、ワイド・バンドということにおいて、これは原価主義ということとから考えて、下げなきゃならぬ、いろいろある

のでありまして、一がいに上げるとか下げるとかいうわけにはいかないと思います。したがいまして、その業種により、あるいはまた周波数のバンドにより、あるいはまたデータ通信になってまいりますと、そこに何ビットのフリーケンシーが通じるかという、そういう状態によりましてこれを検討していきたいというふうに思っております。

○安宅委員　いまやめるつもりになっておるのに、総裁、そういうことを言うと、私も少しは言わなければならなくなります。

力をしているという例として取り上げて、大衆のほうは安くして、大きなもうけをしておる連中からは高く取ったていいじゃないかという、そういう意味を説明するために例にとつただけです。それで言いますが、たとえば警察、消防や新聞通信などの現在の市外専用料を、一般並み、政府機関や駐留軍や、そういうものが使っている料金に引き上げただけで約七十億から八十億の収入増になるはずであります。私どもの計算によればそうなります。それから、安くなるものも高くしなければならぬものも、いろいろありますと総裁は言いますが、たとえば市内専用料なんというものは高くしてもいいと考えておる部類じゃないのですか。どうなんですか。

○米澤説明員 市内のようなものは、上げてほしいと思います。

○安宅委員　そういうものを上げると、大体百五、六十億ばんと出てくるのです。減価償却のしかたから、資材の購入のあり方から、時間があれば私は全部言いますよ。そういうものをきちっと計算すれば——本来ならば、その料金体系というものをいまのものさしから変えてもらいたいという考え方、つまり、大衆の料金を上げるなという考え方——電信なんか、年間に大体五百億円近く、あるいは五百億こしているのですが、いま大体そういう赤字になっておる。そういうものは、本来ならば、その分の赤字は一般会計から補てんすべきであるという法律案まで、私ども社会党は年々何回も出しましたが、そういう立場をとっていい

とを言うくらいだったら、そういうきちんとした科学的な説明をしなければなりません。それができると大臣でなければなりません、こういうことを私どもは主張しようとおもいます。私の考え方に間違いがあるでしょうか。総裁、どうですか。

○米澤説明員 前にこの席でお答えいたしましたのでありますが、私どもは、料金制につきましては、いわゆる原価主義というものをある程度明快にしていきたい、ただ、しかし、いろいろ事情がありますので、いきなり原価主義にやるわけにはいきませんので、電電公社におきまして、たとえば電報の赤字等につきましては、これを一般会計から補てんするというような議論もあるわけなんです。ありますが、一応、現在におきましては公社全体の経営の中で処理しておる、そういうわけでありまして、料金体系合理化という問題は、大臣もかつてこの席でお答えになっておりますが、公社といたしまして、この法案を認めていただいたような時点以後におきまして、来年の概算要求をまとめる前に、料金体系の合理化という問題を検討いたしていきたいと思っております。

○安宅委員 最後になりますが、総裁も、市内専用なんか上げたほうがいいと思う、あるいは監理官も、そういうものもあると、はっきり言っていますね。ですから、そういうこともきちっとした上で、それでどうにもやっていけませんから設備料上げてください、国会で承認してください、御賛成をお願いします、こういう提案だったら、あるいは私は賛成したかも知れぬ。何だかわからない、大根五十円を十円上げるみたいなそういう答弁で、そして、何とかひとつ通していただきたいと言われている、これは通すわけにはまいらない。顔洗って出直してこい、こういうことになるわけでありまして。

私の質問は、これで終わります。

○古川委員長 古内広雄君。

○古内委員 私は、公衆電気通信の一部を改正する法律案で若干の御質問を申し上げたいのです。

れども、この問題は、従来たびたび取り扱われておりますので、私が伺うことで、あるいはもうすでに十分取り扱われた問題もあるかもしれせん。そういう重複したところは、ごく簡単に、項目だけ言っていた方がいいわけではございません、簡明にお答え願いたいと思っております。

私として第一に伺いたいことは、いま問題になっております設備料の改定の理由なのでございますが、これに關して、サービスの改善をするために必要だということが言われておりました、が、いままでも私聞いておりましたところ、第一次五年計画以来、どのような具体的なサービス改善の実績があったかということをもとめてお答え願っていないような気がいたしますので、もしそうであれば、ごく簡単によろしゅうございますから、ひとつ、それを具体的数字をもってお示し願いたいと思っております。

○米澤説明員 お答え申し上げます。

まず、市内電話サービスにつきましては、いわゆるマグネット、磁石式の局を自動に大幅に改良が行なわれまして、昭和二十八年当時、自動の割合は四四％でありましたが、今日では八九％になりました。それから、市内電話の通話率が非常に減りまして、かけた場合に、これが非常によくかかるようになりました。それから、加入区域につきましては、従来同一市町村内の四キロのところを完了いたしましたし、六キロのところもほとんどこれを完成いたしました。それからまた、電話の絶対数がふえましたので、いわゆる電話のかかる範囲がふえた、いわゆる効用が増加しております。

それから、市外通話につきましては、当時ほとんど待時、待ち合わせであったのでありますが、それがほとんど即時化されました。しかもそれが、手動即時でありました時期を過ぎまして、ダイヤルでつながるようになりました。県庁所在地等の間というのは完全にダイヤルでつながるようになりました。そのようにいたしまして、昭和二十八年ごろ

は、日本の電話というものは非常に旧式なものでありまして、外国との通信というものは、ヨーロッパ諸国あるいはアメリカと完全につながるところまでいってまいりました。

○古内委員 次に伺いたいのは、先ほど問題になっておりましたけれども、これは料金を上げないでいい、しかし、来年からは、公社としてはひとつ料金を上げたいというふうなお話があったと思うのでございますけれども、そこで、私なりに感じておることは、昭和二十八年以来、十五年も料金を上げないでずっときたわけなの、なぜ突然いま料金を上げなくてはならないのか。十五年も料金を上げないでやってこられたというところの内容ですね。どうしてそういうことが可能であったかということも伺いたいし、どうせなら、十五年やってきたのだから、今後もし上げないでやっていってほしいというふうな気持ちもあるわけで、それを、どうしてもいま上げてほしいというか、来年からはそういうことを考えたいとおっしゃっているようなことは、公社なりにどう考えておるか、その二点について、簡明にお答え願いたいと思っております。

○米澤説明員 最初の御質問にお答えいたしますと、昭和二十八年以来料金改正をしないで過ごしました最大の理由は、いわゆる技術の進歩を取り入れることができたことだと思います。特にエレクトロニクス関係の進歩というものが、世界的にもありましたが、これを長期計画の中に取り入れて、それを具体的な建設の中、あるいはまた生産性の向上というものの中に実現することができた、これが大きなものであります。

一つの例をあげますと、第二次あるいは第三次五年計画をやったのですが、その中で、新技術の導入、開発によりまして約四千億円の創設費を削減いたしました。

それからまた、物的生産性につきまして、昭和二十八年から四十一年までの公社の一人の職員が幾つの電話を持つかという数字をあげますと、十

五個でありましたものが五十一個となりました。すなわち、物的生産性が約三・五倍になったわけでありまして。

それからまた、損益勘定の中で人件費の占める割合というものは、そういう自動化が進みました結果、昭和二十八年当時が四〇％でありましたものが、減少いたしまして、約三〇％になった。結局、人件費が占める割合が減って、しかし、資本費用、そういうものがふえてきた、こういうことになると考えます。しかし、こういうふうな努力をいたしまして、電報につきましては、いわゆる中継機械化をしてやったのでありますけれども、電報事業につきましては赤字が約四百五十億円で、単年度赤字になっております。これは人件費が全体の中で七七％を占めておるということでありまして、結局、公社といたしましては、経営の中にそういう電報の赤字というものをすてにしようい込んでおる状態でありまして。

ところで、そういうふうにして進んでまいりましたが、電話が、いわゆる生活必需品としてだんだん家庭なりあるいは農村に普及してまいっている過程におきましては、電電公社が足元いたしましたときは百四十万しか電話がなかったものであります。現在約一千万になりました。したがって、いま事業は大体月五千万で成り立っておる次第でありますけれども、最近のように電話が普及してまいりますと、一加入電話の月収入が千五百円とか二千円というふうな、そういう非常に利用度の悪い電話が出てくる。しかし、公社といたしましては、独占的なサービスをしておるわけでありまして、いわゆるもうからないところには電話をつけないというわけにはいきません。やはり普及するということが、公社の使命であります。したがって、今後そういう収入の少ない電話が総体的にふえてくる、そういうことが一つあるだろう。それから電報の問題、これ等がございまして、実はそういう悩みをすてにかかえておったのであります。ところで、実は昭和四十三年から四十七年度

に至ります第四次五カ年計画の大綱をきめました際に、四本柱がございます。それは経済の効率化、地域開発の格差の是正、生活の向上、近代化、同一市町村内の通話区域の拡大による地域社会の発展、この四つの目標を達成いたします上に、四次五カ年計画の大綱を経営委員会できめられた際に、先ほど申し上げましたようないわゆる収入の構造変化、電報の赤字等を含めまして、やはりどうしても料金修正、それから設備料の一万円を三万円にするというのをお願いしなければならぬということ、四十三年度の概算要求を郵政大臣に出す際にそれを要請いたしました。

しかし、いろいろ予算編成の過程等を通じて、特に、本年は景気の抑制等のごとがありまして、従来建設資金がいろいろ伸びておりましたのが、四十三年度は四十二年に比べて六・五%の伸びになります。したがって、今回設備料の改正だけが認められたのでありまして、公社といたしましては、引き続き四十四年度において料金修正をお願いしたいというふうに考えております。

この際、私たちが参考にしておりますのは、いわゆる経済社会発展計画でありまして、この経済社会発展計画の中では、受益者負担の原則と料金体系の合理化ということが強く答申に書かれておりますので、その答申を受けて、公社といたしまして、健全な独立採算を維持して、電信電話事業を健全な経営に持っていくということが、やはり国民のため国家のために必要であるという見地に立っておる次第であります。

○古内委員 そこで、いま日本の電電公社がとおられる現行の電話の料金体系が、非常に不合理な点が目立ってきた。そこで、経営の悪化にもそれが非常に影響しているというごときなんですけれども、しかし、私も前の経歴が外国に縁があったもので、相当外国を歩いてまいりましたけれども、先進国では、電話の事業というのはそういうマイナスの事業でなくて、採算のとれた、もうけのある事業だと私は承知しているのですが、どう

してわが国だけは料金体系がいままでそんなに不合理だったのか、どういふ点が非常にいけなかったのございませうか。

○米澤説明員 ただいま外国のアメリカとかあるいは西欧諸国のお話が出ましたが、これらの国は、もうすでに相当電話が普及しておりますので、住宅電話が相当なパーセンテージを占めておるという事態における料金体系ができております。日本の場合には、先ほど申し上げましたように、昭和二十八年以来、ほとんど料金体系をいじつておりません。そのときはいわゆるマグネットの電話機、あるいはまた、市外におきましては待時通話をやるということまでできておりました。しかし、その間に市内におきましては電話の数が非常に圧倒的にふえてきたということ、自動化が進んだというところ、それから市外につきましてはダイヤル即時になった、これは画期的なことなのであります。

ところで、料金体系といたしましてまず一つ考えられているのは、日本は原価主義というものがなかなか離れておって、過去における共電式あるいは手動の交換というものを主体にしたものをただ倍率的に進めてきたという実態がございます。それをいまの自動化ができ、あるいは自動即時化ができるように合わせるといふことが一つの問題であります。それからまた、市外通話あたりは、料金全体の収入の中で半分を占めておりますが、これあたりは、確かに、原価主義から見ると、最近の技術の進歩等から考えてやはり直さなければならぬ。むしろ基本料等をふやすこと、それから度敷料につきましては、昭和二十八年に料金改正が行なわれたときも、当時政府は、たしか、一度数五円を十円にするという案を国会に出したのであります。それが修正されて七円になった。しかし、七円ではそう長くもたないだろうといわれたのが、先ほど申し上げましたように、エレクトロニクスの進歩等によってそれがもってきたわけなんです。その二つが一番大きな

な点でありまして、なお、時間があればこまかく申し上げますが、大体、基本的にはそういうことであります。

○古内委員 どうなんです、公社に伺いたいだけども、料金を上げて多少入ってきた資金でいろいろな設備をやつていかれるというのだけれども、設備に料金からあがった収入を使うということは、適当なんですか。外国なんかの例はどうなんですか。

○武田説明員 いまの御指摘の点でございますが、電信電話事業の建設工事費の中には、既設の、たとえば磁石式局を自動式局にするとか、待時の市外通話を即時にするとか、あるいは手動即時を自動即時にするといったように、既設加入者のために投資されている部分が相当ございます。また、新規に電話をつけてまいりますと、その新規加入者と旧加入者との間に通話ができるようにするための中継線あるいは市外線等の費用も要するわけでございます。そういうわけで、全投資額のうち、何らかの意味で既設の加入者の利益に還元される部分が、大体三分の二程度というふうに考えております。

したがって、そういう性質の建設資金でございますから、その建設資金の一部を既設の加入者の方から料金収入によってまかなうということとは、妥当であるというふうに考えておるわけでございます。昭和二十八年に料金値上げが行なわれたわけでございますけれども、そのときは赤字ではなかったわけですが、主として建設資金に充当するために、二割の料金値上げが行なわれたわけでございます。

なお、外国における状態でございますけれども、アメリカ、イギリス等におきましては、建設資金の約二割程度は、利益金と申しますか、収入によってまかなわれておるわけでございます。なお、アメリカなどは、申すまでもなく私企業でございまして、利潤の配当ということが行なわれておりますが、公社は公共企業体でございまして、利潤の配当がない、すべて加入者の方々に利益が

還元されるという意味で、充当されてしかるべきではないかというふうに考えております。

○古内委員 わかりました。

それで、次の問題は非常に本質的な問題で、いままでもたびたび扱われた問題だと思ふのだけれども、一方においては、いま日本経済で物価を上げないようという努力が方々でなされておるのに、こういう料金の値上げということは非常に矛盾を感じるわけです。

これは、すでにたびたびお答えあつたこととは思いますが、私からも一応お尋ねしたいのですが、その点、一般の物価を上げないような努力が必要なきに、電話料金を建設設備資金だけであるとはいへ、上げて、一体日本の経済にどういふような影響を及ぼすのか。むろん、いいと御判断になつて上げるのだらうと思うのですけれども、その点の分析をひとつしていただきたいと思ひます。

○井上説明員 電信電話サービスの普及並びに改善によりまして、非常に多くの効果というものが幾多の事例で見られておると思ひます。

まず、自動化が進められることによりまして、手動で回して相手を選択するといった選択の手間、あるいは、待ち合わせに要する時間が、自動即時化になることによつて減る手間、あるいは、人間の労務費の節約といったようなもの、さらには、たとえば生鮮食料品等の生産地と消費地との間の疎通の改善、それに伴う物価の安定ないしは商取引の活発化といったような点等々、枚挙にいとまがないのでございますが、一応数字的に大体の事例から、四次計画の大綱で整理されておりますサービスの改善、拡充をやりますと、まず、自即化に伴ひまして、待ち合わせ時間が約四億六千万時間の節約ができる、あるいは、自即化が進むというのに伴う節約時間の面におきまして、二千四百五十万時間の節約ができる、さらに、現在公社では、お客さんのサービスの改善に非常に力を入れておりまして、たとえば、お客さんが

相手を選択する場合に、お客さん自身がダイヤルのしそこないとか、いろいろな問題がございますけれども、それらを含めまして、できるだけ公社として、サービスの改善とか周知の徹底とか、いろいろなことをはかるようにいたしておりますが、いわゆる通話完了率をさらに高めるといふことによりまして、五カ年間で八百二十万時間の労働時間の節約ができる、さらには、産業用の集合電話を導入することによりまして、お客さんから内線電話への直通ダイヤルが可能になりますと、そのために企業体のほうで、つまり工場、事業所のほうでオペレーターの節約が約六千名もはかれるであろう、あるいは、PBXの自動化のためには、十二万名のオペレーターの節約ができる、あるいは、ボットベルを、これからサービスを本格的にやろうということに進められておりますけれども、そういうことによってむだな時間がうんと減る、無線呼び出しによって早急に相手と通話ができる、無線呼び出し、いろいろな面がたくさんございます。

これらにつきましては、接続時間単位の労務費あるいはマンパワー、経費の面あるいは労務量の面を換算して計算いたしますとそういうことでございまして、公社といたしましては、特にこれからはこういう雇用の面が非常にきびしくなるというところもあり、あるいは、国民生活の向上に伴って、家庭生活の能率改善とか近代化とか、あるいは、豊かで不安のない暮らしの実現ということのために積極的に努力していこうということでございますが、大体数字的にはかれるものを計算いたしますと、こういう数字が出てまいります。具体的な事例としては、非常に多くの事例がございます。

○古内委員 私は出身が宮城県でございますが、非常に農業的色彩の強い地元なんですけれども、それで、いわゆる農集電話を早く設置してほしいというふうなことの依頼を受けて、いろいろ走り回っておるわけですが、今度の設備料値上げは、一体農集電話の設備料に関係があるのか

どうか。私どもとしては、いまの農村の経済状態——地域格差の是正と、よくいわれておるこういう大きな命題のためには、ぜひこの際、農集電話の件は例外にさせていただいて、この点は料金値上げしないでいただきたいという希望を持っておりますので、その点、御検討願っているのでございますか、どうでしょうか。

○米澤説明員 設備料につきましては、農集用については、現状の設備料を要するようになっていますが、

それから、料金につきましては、これは料金全体の体系の中で考えていきたいと思っておりますので、現在検討中でございます。まだ公社としても結論を得ておりません。

○古内委員 私の聞きたかったのは、その設備料です。設備料は上げないでいただけるんですね。

大臣、それでよろしゅうございますね。

○小林国務大臣 設備料は据置きであります。

○古内委員 最後に、一つだけ伺っておきたいのです。

これもいままでまとまった御説明がなかったと思っておりますので私承りたいのでありますけれども、今後の電電公社のいろいろな技術革新に伴って、いろいろなことを考えておられるように聞いておるのだけれども、たとえばボットベルとかデータ通信サービス、これはどういう計画でおられるか、簡単にけっこうですかからお示し願って、私の最後の質問といたします。

○米澤説明員 詳しくお話ししますと非常に時間がかかりますが、一番大きな新規サービスはデータ通信だと思っております。これは、おそらく十年くらい先になりますと、電信電話と並ぶ一つの大きな事業になると思っております。それも、いわゆる同一企業内でコンピュータを使つてやる、これはすでに地銀協あたりでやつておりますが、さらに、おそらく銀行全体がそれに入ってくるような時期もあるんじゃないか。それから、一般の加入電話から簡易計算であるとか、あるいは情報の検索であるとか情報の処理であるとか、そういうものをコ

ンピューターとタイムシェアリングでやる、こういう問題、その次に、経済的に大きな目的を持った電子交換機ということ、これはいわゆるソフトウエアという問題におきましては、データ通信のコンピュータと親類みたいになるわけでありまして、ただ、電子交換機の場合には、いろいろ新しいサービスができるし、それからまた、エレクトロニクスが進歩して、今後非常に小さなものができる、いわゆる新規サービスを考えた場合には、あるいは、経営の合理化というのに対して相当大きな影響が出てくるんじゃないか、ただ、これが実際に入ってくる時期はおそらく四十六、七年からぼつぼつ入ってきて、第四次五カ年計画中はそう大量には入らないというふうに思っております。それからあと、それに関連いたしまして、宅内機器の改良というものが相当出てくるんじゃないか。これはいろいろ需要に応じて、たとえば、いま少し試験しておりますが、ダイヤルを回すかわりに、1、2、3、4、5、6という数字があるのを手で押すようなもの、そういういたしますと非常に早くなります。

あと、いろいろありますが、大きな点はその程度でございます。

○古内委員 終わります。

○古川委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十六分散会

逓信委員会議録第十二号中正誤

ペー 段行 誤 正

三三 元 三共同 二共同

六三 末五 九百万戸 九百万個

九二 末七 かつ かつて

同 第十三号中正誤

ペー 段行 誤 正

三一 末七 両社 両者

五二 一六 判明 判断

七二 二六 せつかくこと せつかくこの

七二 二六 七人委員会 六人委員会

昭和四十三年四月二十三日印刷

昭和四十三年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局